

# 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令	(1) 第41条	特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外 (ア) 新築されたもの (イ) 建築後使用されたことのないもの 特定認定長期優良住宅 (ウ) 新築されたもの (エ) 建築後使用されたことのないもの 認定低炭素住宅 (オ) 新築されたもの (カ) 建築後使用されたことのないもの
	(2) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの) (ア) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの (イ) (ア) 以外	

の規定に基づき、次の家屋

年	月	日	(ア) 新築 (イ) 取得
---	---	---	------------------

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	美咲町
取得の原因 (移転登記の場合)	

令和 年 月 日

美咲町長 青野高陽